

磐余考

前田 晴人

The Study of Iware

Haruto MAEDA

目次

- はじめに
- I 磐余の皇宮伝承
- II 磐余池の伝承
- III 磐余池の検討
- IV 磐余の意味
- おわりに

キーワード 古代宮都・磐余宮・磐余池・大和の衢・道饗祭

要旨

飛鳥時代以前に宮都が設けられたのが磐余である。磐余宮都があまり知られていないのはこの地名が早くに消滅してしまったからである。本論では磐余の皇宮伝承を検討し、地名が消滅した理由や磐余の語義を探りながら磐余の範囲を学問的に確定しようとする試みである。磐余には人工の宮廷苑池である磐余池が造られていた。磐余池の遺構はまだ見つかっておらず、幾つかの説が提起されているが、本論では近年の考古学の調査成果を踏まえて新説を提起してみた。

はじめに

日本の古代地名には不可解な履歴を有するものがあり、そのひとつに「磐余」を挙げることができる。地名「磐余」の特殊性は何なのかと言え、ひとつには当該地名が成立後かなり早い時期に消滅してしまったという事実であり、郡名あるいは郷・里・村名という形などにおいても後世には継承・遺存されなかったのである。現在、奈良県桜井市大字谷の孤山には延喜式

内の石村山口神社が鎮座しており、同じ桜井市谷の東光寺山には磐余山東光寺の額を掲げる寺院があり、また桜井市中心市街地を流れる寺川には磐余大橋と磐余橋が架かっている。桜井駅前には近年まで磐余町という町名もあったが、現在は廃止されているようである。このように現地には断片的な形で今も「磐余」地名が生きているのであるが、まとまりのある一定の地名としては存在しておらず、かなり早い時期に廃絶してしまったのである。それはなぜなのかを問うことによって、「磐余」地名の本質を明らかにしたいと考えている。

「磐余」地名のもうひとつの特殊性は、5世紀以後6世紀末までの時期に「磐余」がしばしば皇宮¹・宮都の所在地になったという事実である。崇峻5（592）年12月に推古天皇が飛鳥の豊浦宮で即位し、以後古代宮都は一部の例外を除くと飛鳥・藤原の地に造営されるようになる。したがって「磐余」は飛鳥時代以前に遡る古代宮都の地であったと言えるのである。よく知られているように、『古事記』²『日本書紀』³（以下には記・紀と略記する場合がある）によると初代天皇は神武天皇と伝承されているが、神武の倭風名号は「神倭伊波礼毘古」「神日本磐余彦」で、「磐余=伊波礼」という地名を含んでおり、この地名の重要性が明らかになる。初代天皇の名号がどういう理由で「磐余」を含むことになったのかを解明する必要があると考える。

本論は上に述べた相互に密接に関連する二つの課題を解決するために草したものである。なお、すでに例示したように「磐余」は主に『日本書紀』の用字法で、『古事記』では表音文字の「伊波礼」を用いており、『万葉集』などその他の文献は「石村」「石寸」（省画文字）と記すことが多い。氏姓については「石村」「石村部」「石寸」「石寸部」などがみえるが、いずれも弱小の氏族で、書紀の「磐余」表記を使用した形跡はない。しかし本論の叙述にあたっては混乱と煩雑を避けるために、史料を引用する場合以外はすべて「磐余」で表記することをあらかじめ断っておきたい。

I. 磐余の皇宮伝承

磐余という地名はすでに周知のように古代王権の形成や宮都の歴史と深い関係にある。崇峻5（592）年12月、蘇我馬子によって擁立された推古女帝が豊浦宮で即位して以後、7世紀には飛鳥地域が歴代宮都の中心所在地となり、天武・持統天皇の飛鳥浄御原宮を最後として宮都は藤原京・平城京へと遷るのであるが、崇峻天皇以前の6世紀代の宮都は多くが磐余とその周辺の地域に集中的に設置されていたのである。ここではまず磐余の宮都に関わる所伝を掲記しておこう。

皇宮は歴代天皇の生活全般を支える家政機関の所在地でもあり、さらには天下を統治するた

¹ 天皇号が成立する7世紀後半以前は「王宮」と称すべきであるが、本論では主要文献である『古事記』『日本書紀』の記述に従い「皇宮」と記すこととする。

² 本論で使用するテキストは日本古典文学大系『古事記・祝詞』（岩波書店、1958年）である。

³ 本論で使用するテキストは日本古典文学大系『日本書紀』上・下（岩波書店、1965年・1967年）である。

めのさまざまな政治的儀式が行われる場でもあった。宮号は「○○宮治天下△△天皇」という筆法で当該天皇の天下統治を象徴的に示す指標でもあったので、それぞれの天皇について主要な宮号を用いて治世を称揚するのが慣例になっていた。例えば『上宮聖徳法王帝説』⁴には、

欽明天皇 斯貴嶋宮治天下阿米久爾於志波留支廣庭天皇
 敏達天皇 他田宮治天下怒那久良布刀多麻斯支天皇
 用明天皇 伊波禮池邊雙槻宮治天下橘豊日天皇
 推古天皇 少治田宮治天下止余美氣加志支夜比売天皇

などと記され、また『船王後墓誌』⁵には、

敏達天皇 乎沙陀宮治天下天皇
 推古天皇 等由羅宮治天下天皇
 舒明天皇 阿須迦宮治天下天皇

とあるように、宮号は個々の天皇の治世を他と峻別し後世に記憶するための重要な指標になっていたことがわかるが、推古天皇の場合のように等由羅（豊浦）宮・少治田（小墾田）宮と前後二つの宮が治天下の主宮とみなされていたことから

も明らかのように、歴代天皇の宮は一ヶ所だけではなく、複数の宮室を造営した天皇が意外にも多い。例えば継体天皇の場合は次のような経緯を辿ったとされる。

継体元年二月 樟葉宮に即位
 継体五年十月 筒城宮に遷都
 継体十二年三月 弟国宮に遷都
 継体二十年九月 磐余玉穂宮に遷都（一本に云はく、七年なりといふ）
 継体二十五年二月 磐余玉穂宮に崩御

書紀は継体天皇が河内の樟葉宮で即位して以降20年間に四つの宮都を遷転したと記し、別伝によれば四度の遷都は7年間に起きた出来事であるとしている。ところが、記には次に引用するように伊波禮玉穂宮での在位だけしか伝えていないのである。

天皇	出典
崇峻 (33)	『古事記』
用明 (32)	
敏達 (31)	『日本書紀』
継体 (27)	
顯宗 (24)	『日本書紀』
清寧 (23)	
雄略 (22)	その他
履中 (18)	
神功 (15)	

第一表 磐余の皇宮伝承

⁴ 竹内理三編『寧楽遺文』下巻（東京堂出版、1962年）869～874頁。
⁵ 奈良国立文化財研究所飛鳥資料館編『日本古代の墓誌』（1977年）図版10頁及び解説74～75頁。

品太王の五世の孫、袁本杼命、伊波禮の玉穗宮に坐しまして、天の下治らしめしき。

(『古事記』継体段)

継体天皇は即位に困難な事情を抱えていた天皇とされており、4度にわたる遷都がその間の事情を暗示している可能性が高い⁶が、継体記の玉穗宮の所伝だけに固執すると真実を見誤る原因になると予測できるであろう。先ほど指摘した推古天皇の場合はどうかというと、

崇峻五年十二月 豊浦宮に即位

推古十一年十月 小墾田宮に遷都

推古三十六年三月 小墾田宮に崩御

豊浦宮に在位11年、主宮たる小墾田宮に26年の在位となって、豊浦宮での治世がかなり長期間であったことがわかるが、推古記には、

妹、豊御食炊屋比売命、小治田宮に坐しまして、天の下治らしめすこと、参拾漆歳なりき。

(『古事記』推古段)

と記し、豊浦宮での在位期間を全て小治田宮の治世37年に繰りこむという強引な操作をしていることがわかり、もし法王帝説や書紀の豊浦宮に関する記録が無かった場合には、推古天皇の宮は小墾田宮のみであったとみなしてしまう危険性が大いにあるとしなければならない。しかし実体はそうではなく、推古天皇は蘇我大臣家の邸宅のひとつであった豊浦宅を皇宮に改造し、その後小墾田宮を新規に造営して主宮に移り住んだと言わねばならない。

よく知られているように、推古天皇の死没に際しては明確な遺言が無かったため、田村皇子と山背大兄王との間で皇位継承問題が紛糾した。結果的には大臣蘇我蝦夷らに支持された田村皇子が舒明天皇として即位したが、舒明の皇宮は次のように変遷している。

舒明元年正月 即位

舒明二年十月 飛鳥岡本宮に遷る

舒明八年六月 岡本宮火災、田中宮に居す

舒明十一年七月 百濟大宮の造営を宣言する

舒明十二年四月 厩坂宮に居す

舒明十二年十月 百濟宮に徙る

舒明十三年十月 百濟宮に崩御

舒明天皇がどの宮で即位したのかは不明である。小墾田宮の可能性はあるが記述がみえない。舒明は岡本天皇と通称されており飛鳥岡本宮が主宮のようだが、大臣蝦夷との確執や持病の影響により治世に精彩を欠く。晩年には百濟大宮の造営に着手し大宮と称しているため、この宮を主宮としようとする意欲があったものと考えられるが、完成後ほどなく死没している。

上に指摘した諸事例からすると、歴代天皇の宮は『古事記』の編纂方針による一代一宮制が

⁶ 前田晴人『継体天皇と王統譜』(同成社、2010年)、同「古代の河内と継体天皇」(大阪経済法科大学河内学研究会編『「河内学」の世界』清文堂出版、2015年)。

実体・原則であったのではなく、即位以後帝王としての試用期間に在位する宮（半帝の段階）と、天皇としての統治能力を高め本格的に統治権能を発揮する主宮（真帝の段階）との組み合わせであったのではないかと推考されてくるのである。おそらく前者は当該天皇の生育に関連した皇子宮などが使用され、後者は天皇自身の発議によって新たに定置された宮とみることができだろう。こうした現象は天武朝以降唐帝国に範をとった複都制とは異質な倭国独自の慣例であり、在位期間が短い崇峻天皇の場合でも、書紀の記述によると、

用明二年八月 倉梯宮に即位

崇峻五年十一月 暗殺

とあり、一方、崇峻記には「弟、長谷部若雀天皇、倉椅の柴垣宮に坐しまして、天の下治らしめすこと、肆歳なりき」と伝え、書紀の所伝と整合しているが、崇峻天皇には倉椅柴垣宮とは別に「石寸神前宮」にまつわる史料が伝存している。

鬼前大后は即ち聖王の母穴太部間人王なり。鬼前と云ふは、此れ神前なり。何故に鬼前皇后と言ふとならば、此の皇后の同母弟長谷部天皇は石寸神前宮に天の下を治らしむ。若し疑ふらくは其の姉穴太部王、即ち其の宮に坐ししが故に、神前皇后と称したまふならん。

（『上宮聖徳法王帝説』⁷）

周知のごとく長谷部天皇こと崇峻天皇は大臣蘇我馬子と対立して暗殺された天皇である。書紀は天皇暗殺の舞台を倉梯宮とみなしているようであるが、右の伝記によると天皇には倉椅宮以外に同母姉穴太部間人王と一緒に居住していたらしい石寸神前宮と称する宮が存在し、「天の下を治らす」とする伝承が付随しているので、この天皇にも二つの宮があり、皇子宮であった神前宮で即位式を行い、やがて倉椅宮に遷ってそこを主宮とし、大臣馬子と対立して暗殺された蓋然性が高いと考えられるのである。

以上のように6・7世紀以前の皇宮は各々の天皇について複数存在した、すなわち即位以後帝王としての力量と権威を錬成する場としての宮と、本格的に統治権能を発揮する場としての主宮が存在したとする想定を基礎として、以下に磐余の皇宮伝承を検討してみよう。掲げた表によると、磐余に宮都を構えたと伝える天皇は神功・履中・雄略・清寧・顕宗⁸・継体・敏達・用明・崇峻の九代である。しかし、神功は皇后で磐余との関係を物語る言説がひとつもなく、また仲哀記の皇后をめぐる説話には宮室伝承の記述が欠如している。さらに磐余若（稚）櫻宮の宮号は履中天皇の宮号と同名で重複しており造作の疑いが残るので、本論では検討対象からは除外しておきたい。

まずは履中天皇から始めよう。書紀には次のような関連伝承が記載されている。

履中元年二月 磐余稚櫻宮に即位

履中二年十月 磐余に都をつくる

⁷ 前掲註（4）及び家永三郎『上宮聖徳法王帝説の研究』（三省堂、1951年）を参照。

⁸ 顕宗天皇の宮に関しては『日本書紀』顕宗元年1月条所引或本に「宮於薨栗」との註記があるが、信憑性に疑いがあるので問題外とする。

履中二年十一月 磐余池を作る

履中三年十一月 磐余市磯池に遊宴

履中六年三月 磐余稚櫻宮に崩御

一方、履中記には「子、伊邪本和気命、伊波禮の若櫻宮に坐しまして、天の下治らしめしき」とあり、主宮は磐余稚櫻宮だったらしいことが推測できる。天皇は即位以後崩御までの期間にその他の宮を造営・居住した伝承がないためである。そもそも5世紀代以前の皇宮は記・紀ともに確実な宮室伝承に乏しく、皇子宮などから主宮に遷移したとする本論の想定とは齟齬を来しており、ひいては履中天皇の実在性にも疑問を懐かせる要因となるように思われる。

それはともかく、事実関係とは別に書紀の歴史観によると、磐余に宮都を創始したのは履中天皇だとする考えのあったことがわかる。磐余には人工池が実際に存在していたらしいのであるが、宮都の設置と池の造築とが密接に関連して語られているのは履中紀だけであり、履中記には、「亦た此の御世、若櫻部臣等に、若櫻部の名を賜ひ、……亦伊波禮部を定む」と記して、宮に奉仕する若櫻部臣・若櫻部らの設置由来もこの天皇の治世に関わりをもっていることがわかるが、履中記には肝心の磐余池の造作のことは何も記されていない。そうすると磐余（市磯）池の築造は別の天皇の事績であった可能性もでき、引いては磐余稚櫻宮も履中天皇ではない別の天皇の宮であったと推定できるのではなからうか。これらの点については後述することにした。

次は雄略天皇である。雄略天皇の主宮は記・紀ともに長谷朝倉宮（泊瀬朝倉宮）と伝えている。書紀によって天皇の治世を要約すると、

安康三年十一月 泊瀬朝倉宮に即位

雄略二十三年八月 泊瀬朝倉宮に崩御

となって、天皇は他に皇宮を保持しなかったように受け取れるであろう。また雄略記にも「大長谷若建命、長谷の朝倉宮に坐しまして、天の下治らしめしき」とある。ところが、埼玉県稲荷山古墳出土鉄剣銘文⁹と熊本県江田船山古墳出土大刀銘文¹⁰の解説により、辛亥年（471）に天皇は「ワカタケル大王」と称されていたこと、「斯鬼宮」が「治天下」の場所だったことなどが明らかになったが¹¹、斯鬼宮は磯城宮のことで、5世紀後半に「磯城ノ泊瀬」という地域区分が存在したとすれば、斯鬼宮は泊瀬朝倉宮の別称と解すことができ、そうではなく並列関係だったとすると朝倉宮とは別宮であったことになる¹²。いずれの解釈が正しいのかは明確ではないが、雄略天皇にはさらにもうひとつ別の宮室伝承があり、それが「磐余宮」なのである。

『日本霊異記』上巻・第1¹³の説話の冒頭部分を次に引用してみる。

⁹ 埼玉県教育委員会編『稲荷山古墳出土鉄剣金象嵌銘概報』（1979年）。

¹⁰ 東京国立博物館編『江田船山古墳出土国宝銀象嵌銘大刀』（吉川弘文館、1993年）。

¹¹ 井上光貞編『鉄剣の謎と古代日本』（新潮社、1978年）。金井塚良一編『稲荷山古墳の鉄剣を見直す』（学生社、2001年）。

¹² 佐伯有清編『古代を考える 雄略天皇とその時代』（吉川弘文館、1988年）。

¹³ 本論で使用するテキストは日本古典文学大系『日本霊異記』（岩波書店、1967年）である。

小子部栖輕は、泊瀬の朝倉の宮に、廿三年天の下治めたまひし雄略天皇 大泊瀬の稚武の天皇とまうす。の隨身にして、肺脯の侍者なりき。天皇、磐余の宮に住みたまひし時に、天皇、后と大安殿に寝て、婚合したまへる時に、栖輕、知らずして参る入りき。天皇恥ぢて鞆みぬ。

右の伝承によると、雄略天皇は記・紀と同様に泊瀬朝倉宮を主宮とした天皇だとしていることがわかる。しかも、天皇は「磐余の宮に住みたまひし時」と記すように、治世中に「磐余宮」において后と「婚合」したとする。当該伝承がもし史実を反映したものであったとすると、雄略天皇には主宮の他に二、三の別宮があったこと、そのひとつに磐余宮があったことが判明する。当該伝承をどのように解釈すべきかについては次章以下で改めて議論することにした。

雄略天皇の遺児と伝えられる清寧天皇については、皇妃も御子も無しとする天皇でそもそも実在性に疑問があり、即位したとされる磐余麩栗宮の所在地についても不明である。『帝王編年記』¹⁴には麩栗宮の所在地に関し「大和国十市郡白香谷是也」とする記述があるも、桜井市白河は城上郡の範囲内であり、磐余とはかけ離れた山間の地である。また、『大和志』の説に「池内御厨子邑」とするのは橿原市東池尻町の御厨子神社を指すのであろうが、所説の根拠が明らかではない。城上郡には延喜式内殖栗神社（桜井市上之庄）があり、後述する寺川の流域に当るので留意しておきたい。

次に敏達天皇の皇宮を調べてみよう。敏達の治世に関わる宮の所伝は次のようになっている。

敏達元年四月 即位、是月百済大井に宮造る
 敏達四年是歳 譯語田に宮造り、幸玉宮と謂ふ
 敏達十四年八月 大殿に崩御

敏達記は「御子、沼名倉太玉敷命、他田宮に坐しまして、天の下治らしめすこと、壹拾肆歳なりき」とし、他田宮のことしか伝えておらず、ここでも百済大井宮での4年間の治世を省記していることがわかる。百済大井宮の所在地については広瀬郡の百済や河内国錦織郡百済郷を想定する説があるが、いずれも失考で、先ほど述べた舒明天皇の百済大宮・百済大寺（吉備池廃寺）の所在地（桜井市吉備）とみなすべきであり、詳しくは後述することにした。

用明天皇は書紀では次のように記す。

敏達十四年九月 即位、磐余池邊雙槻宮を造る
 用明二年四月 大殿に崩御

用明記には「弟、橘豊日命、池邊宮に坐しまして、天の下治らしめすこと、参歳なりき」とあり、短命王権で池邊宮以外の宮室は知られていない。天皇の名号は橘豊日であったので、皇子宮の所在地であった飛鳥の橘宮（明日香村橘）で即位した後に磐余池邊雙槻宮を造営し移住した可能性が考えられるであろう。

継体天皇と崇峻天皇の宮のことについてはすでに述べておいたので再説を省くことにすると、

¹⁴ 『新訂増補国史大系扶桑略記・帝王編年記』（吉川弘文館、1965年）92頁。

以上の検討の結果、履中天皇にまつわる伝承を一応保留しておく、磐余宮に関わりのあった天皇は5世紀後半の雄略天皇から6世紀末の崇峻天皇までのおよそ一世紀間に収まることが判明する。

Ⅱ. 磐余池の伝承

磐余という古代地名を検討する上で、この地に所在した磐余池の存在を逸することができない。前章で述べたようにこの池と磐余の宮都との関係には密接なものがあるので、少し紙幅を割いて論じることにはしたい。磐余池のことは『万葉集』巻3—416¹⁵の題詞と大津皇子の歌によって特によく知られている。

大津皇子、被死らしめらゆる時、磐余の池の陂にして涕を流して作りましし御歌一首

ももづたふ 磐余の池に 鳴く鴨を 今日のみ見てや 雲隠りなむ

本歌が作られたのは朱鳥元（686）年10月である。9月9日に天武天皇が亡くなり、殯が始まった直後に大津皇子が謀反の疑いをかけられて逮捕され、十月三日条に書紀が、「皇子大津を譚語田舎に賜死む。時に年二十四なり」と記しているからである。天武朝において大津皇子は草壁皇子の次に皇位継承の有力候補であった。しかし、天皇没後に持統皇后は所生子草壁皇子の即位の障害になると予測される大津を排除する策謀をめぐらし、謀反の嫌疑をかけて刑死させるに至ったのである。大津皇子は譚語田に宮を構えていたので、日常的に磐余池を意識する生活を送っていたと思われ、それが右の歌に反映されているようである。『懐風藻』¹⁶にも五言臨終一絶として、

金鳥臨西舎 鼓声催短命 泉路無殯主 此夕離家向

の詩があり、辞世の句は夕刻に池畔の地で作られたようである。上の万葉歌には皇子が自分の死について「雲隠る」という表現を用いているが、雲は皇子自身の靈魂を、池に浮かぶ鴨は現世と来世とを自在に往来してその靈魂を運ぶ水鳥とみなされていた蓋然性が高い。後で述べるように磐余池は王家の苑池としての性格を帯びる池であったので、皇位継承問題から抹殺された大津皇子のこの世に対する心残りが強く感じられるのであり、死に直面した皇子の脳裏には今から引用する幾つかの伝承が鮮明に浮かんでいた可能性があるだろう。そのひとつはどの天皇の時のものかは不明であるが、天皇の葬送歌謡とみなされる長歌である。

隠国の 泊瀬の川ゆ 流れ来る 竹の い組竹節竹 本邊をば 琴に作り 末邊をば 笛
に作り 吹き鳴す 御諸が上に 登り立ち 我が見せば つのさはふ 磐余の池の 水下
ふ 魚も 上に出て歎く やすみしし 我が大君の 帯ばせる 細紋の御帯の 結び垂れ
誰やし人も 上に出て歎く

（『日本書紀』継体7年9月条）

¹⁵ 日本古典文学大系『万葉集』一（岩波書店、1957年）199頁。

¹⁶ 日本古典文学大系『懐風藻他』（岩波書店、1964年）77頁。

上に引用した歌は継体天皇の子勾大兄皇子と仁賢天皇の娘春日山田皇女との婚姻にまつわる歌である。右の歌は妃が夫として契りを結ぶことになる皇子に唱和したとされるものであるが、内容はおよそ婚儀などとは無縁の挽歌なのである。御諸すなわち三輪山に登って下界を眺めると磐余池が見え、池に住む魚が水面に顔を出して天皇の死を悼み嘆いていると詠じ、別離の寂寥感が滲み出た歌である。

盆地東南部の地域を宮都とした天皇は数多いのでいつの時の歌かを特定することはできないが、おそらくは6世紀代のもものと推測され、宮号から推察して用明天皇の磐余池邊雙槻宮が磐余池と最も近い関係にあったこと、また用明の最初の陵墓が「石寸掖上」（用明記）・「磐余池上陵」（用明紀2年7月条）とあるように磐余池付近の丘陵上に設けられたことから、用明の葬送儀礼に関わる歌かも知れない。しかし特定の天皇のものではなく、むしろ定型的な葬送歌と考えるならば、磐余池が天皇の死没と再生とに関わる重要な宗教的機能を秘めた池であったということが知られるのではなからうか。古代の池の呪的・霊的な機能に関しては次のような説話がある。

故、其の御子を率て遊ぶ状は、尾張の相津に在る、二俣楡を二俣小舟に作りて、持ち上り来て倭の市師池、軽池に浮かべ、其の御子を率て遊ぶ。（『古事記』垂仁段）

話の筋書きによれば御子とは垂仁天皇の皇子品牟都和氣命のことである。御子は生まれつき物を言えなかったので、心配した天皇が御子を池に浮かべた小舟に載せて遊ばせたとする。遊覧のための舟はわざわざ尾張で採取された二俣楡を用いて造られた二俣小舟である。二俣小舟は想像するならば王者の棺を墳丘に運び上げるための修羅の象徴ともみられ、神話に出る天磐樟船・天之鳥船・喪船・空船などと記された葬送儀礼用の船が想起される。その意味では、舟に乗せられた御子は物言わぬ死せる状態にあると想定されているのである。さらに「遊ぶ」という倭語の源義は、日常性から身心を開放し、熱中するある行為に陶酔しておのれを別の人格に変成させようとする行動である。ここでは舟遊びが父天皇によって御子の変成のために選ばれたと考えられる¹⁷。

ところで、舟は市師池と軽池に浮かべられたが、これらの池は王室に付属する苑池で、とりわけ市師池とは磐余池を指し、書紀履中3年11月条に磐余稚櫻宮の宮号の由来を語る説話に登場する。前章で示しておいたように、磐余池は書紀の履中2年11月条に「磐余池を作る」とあって、池が築造された翌年にこの池で遊宴が催されたと伝えている。

天皇、両枝船を磐余市磯池に泛べたまふ。皇妃と各分ち乗りて遊宴びたまふ。膳臣余磯、酒献る。時に櫻の花、御盞に落れり。天皇、異びたまひて、則ち物部長真膽連を召して、詔して曰はく、「是の花、非時にして来れり。其れ何處の花ならむ。汝、自ら求むべし」とのりたまふ。是に、長真膽連、独花を尋ねて、掖上室山に獲て、献る。天皇、其の希有しきことを歎びて、即ち宮の名としたまふ。故、磐余稚櫻宮と謂す。其れ此の縁なり。是

¹⁷ 古代の船遊びについては菊池照夫「古代王権と船あそび」（『法政考古学』第40集、2014年）を参照。

の日に、長真膽連の本姓を改めて、稚櫻部造と曰ふ。又、膳臣余磯を号けて、稚櫻部臣と曰ふ。
 (『日本書紀』履中3年11月条)

磐余池は磐余市磯池とも呼ばれている。おそらく同じ池の別称なのであろう。池での遊宴に用いられた船は「両枝船」とあるように、垂仁記の「二俣小舟」と同様の構造をした船と考えてよく、「遊宴びたまふ」とあるように天皇と皇妃との遊宴はある種の宗教的な行為であったことがわかる。さらに、時は11月であって新嘗祭の行われる季節と合致しており、船遊びは穀霊に感謝する儀礼の一環であったと推測できる。興味深いのは、酒を盛った御盞に「非時」の櫻の花びらが舞い落ちたことである。櫻はその年の収穫を祈る春の祈年祭の時期に咲き誇る花であり、その花びらが秋の遊宴の場に現れたという現象は、穀霊が五穀の豊穰を天皇に知らせ、その治世を祝福するために顕在したのだと言えるだろう。

右の記事はこのような呪的意図を含む説話とみられるが、天皇が櫻の花びらの出所を調べさせてみると、「掖上室山」だったことが判明したという。「掖上」は一般に葛上郡掖上(御所市掖上)のこととされるが、そうではなく、用明天皇の最初の陵墓「石寸掖上」(用明記)・「磐余池上陵」(用明記2年7月条)の所在地と推定される高所のことで、磐余池に近接する丘上に櫻の樹林があったのだろう。その由来により履中天皇の宮は稚櫻宮と呼ばれたと伝えているのである。

この説話は履中天皇の磐余稚櫻宮に奉仕する稚櫻部の設置由来に起源する説話であって、膳臣の同族稚櫻部臣と物部連の配下にあった稚櫻部造が地方の稚櫻部を管理する関係が説かれており、履中記にも「此の御世に、若櫻部臣らに、若櫻部の名を賜ふ」とあるように、両氏族の奉仕本縁譚が伝承の基となっているのであろう。『新撰姓氏録』右京神別条¹⁸の若櫻部造の項にも次のような伝記が著録されている。

同じき神の三世の孫出雲色男命の後なり。四世の孫物部長真膽連、初め、去来穂別天皇諡は履中。両枝船を磐余の市磯池に泛べて、皇妃と分ち駕りて遊宴びたまふ。是の時、膳臣余磯酒を献りけるに、櫻の花飛び来り、御盞に浮かべり。天皇異びたまひて、物部長真膽連を遣して尋ね求めしめたまふに、乃ち櫻を掖上の室山に得て献る。天皇飲びたまひ、余磯に姓稚櫻部臣を賜ひ、長真膽連に姓稚櫻部造を賜ふ。

話の筋は書紀と一致しており、また書紀と姓氏録の双方の伝記を読み較べてみると、稚櫻部臣・稚櫻部造らの両方の氏族の王権への奉仕のことが漏れなく記されていることがわかる。ただ、姓氏録の伝記では肝心の稚櫻宮の宮号の由来が省かれており、氏族の奉仕本縁を主張することに重心が移っている¹⁹。

ところで、稚櫻部臣—稚櫻部造—稚櫻部の組織が成立した時期については記・紀の言う履中朝とはみなし難い。その時期には伴造・部による地方支配の制度²⁰そのものがまだ存在しない

¹⁸ 佐伯有清『新撰姓氏録の研究』本文篇(吉川弘文館、1962年)227~228頁。同書和泉国神別・若櫻部造の項にも「饒速日命七世孫、止智尼大連之後也。履中御世、採櫻花献之。仍改物部連、賜姓若櫻部造」とある。

¹⁹ 佐伯有清『新撰姓氏録の研究』考證篇第三(吉川弘文館、1982年)236~239頁。

²⁰ 平野邦雄『大化前代社会組織の研究』(吉川弘文館、1969年)。

だけではなく、稚櫻部臣・稚櫻部造の宗族である膳臣や物部連らの氏の組織でさえ未成立であり、さらに物部長真贍連の一族が造姓を賜わるというのも功績譚としてはおかしな話であって、これらの矛盾は磐余稚櫻宮が履中天皇の御世ではなく、それより後の時代の皇宮であったことを示唆するものであろう。それではそれはいつの天皇の時期のものと考えられるであろうか。

先ほど引用した垂仁記の所伝を再度ここで引用することにしたい。

故、其の御子を率て遊ぶ状は、尾張の相津に在る、二俣楡を二俣小舟に作りて、持ち上り来て倭の市師池、軽池に浮かべ、其の御子を率て遊ぶ。

この所伝が物言わぬ御子品牟都和気命の魅りをテーマとして新しく創作された話であることは、履中朝における磐余（市磯・市師）池の造営のことや二俣小舟（両枝船）による遊宴に先立つ話であることから明らかであろう。小舟を造るための二俣楡が尾張の相津で伐採されたというのは、『尾張国風土記』丹羽郡吾縵郷（愛知県尾張一宮市吾縵）の伝承²¹に物言わぬ品津別皇子のことが出ており、皇子の名代部に指定された品運（治）部を管理する地方豪族の説話が垂仁記の編纂時に利用されたのであろう。また垂仁記の皇子の物語の末尾には「是に天皇、其の御子に因りて、鳥取部、鳥甘部、品運部、大湯坐、若湯坐を定めたまひき」とあり、池には水鳥が放たれていたことも知られる。磐余池が水鳥の飼育と関係があることについては『日本書紀』雄略10年10月条にも記録がみえる。

水間君が献れる養鳥人等を以て、軽村・磐余村、二所に安置らしむ。

水間君は筑後国三潯郡の豪族である。この伝承には前話があり、異国からもたらされた鵝鳥を水間君の飼い犬が喰い殺してしまったため、鵝鳥に代わる鴻（白鳥）10隻と養鳥人を献上したので、天皇も罪を許したというものである²²。都に献上された養鳥人は軽村と磐余村に安置されたといい、これらの村は両池に放たれた白鳥や鴨などの水鳥を飼育・管理する養鳥人の居住地となったとみられる。垂仁記が「鳥取部・鳥甘部」と記すのに対して、雄略紀には「養鳥人」とあり、部制より古い人制²³の表現がとられていることも示唆的で、品牟都和気命に関する垂仁記の伝承に市師池・軽池と雄略紀と同じ名の池が出ていたが、二つの所伝の原型は後者の記す雄略朝の話にあるとみることができる。そうすると、磐余（市磯）池の造営と池への放鳥、養鳥人の設置などの一連の事業は雄略朝において行われた蓋然性が高いであろう。そこで想起されるのが前章で論じた雄略天皇の「磐余宮」に関わる伝承である。ここでは『日本霊異記』にみえる説話の冒頭部を再度引用する。

小子部栖軽は、泊瀬の朝倉の宮に、廿三年天の下治めたまひし雄略天皇 大泊瀬の稚武の天皇とまうす。の隨身にして、肺脯の侍者なりき。天皇、磐余の宮に住みたまひし時に、天皇、后と大安殿に寝て、婚合したまへる時に、栖軽、知らずして参り入りき。天皇恥ぢて寝み

²¹ 日本古典文学大系『風土記』（岩波書店、1958年）442頁。

²² 雄略紀10年9月条。雄略紀にはこの他に11年5月条、同年10月条に水鳥・鳥官・鳥養部に関する伝承が掲載されている。

²³ 直木孝次郎「人制の研究」（『日本古代国家の構造』青木書店、1958年）。

ぬ。

、『日本靈異記』上巻・第1)

靈異記のこの説話は記・紀に載せられておらず、雄略天皇にまつわる独自の伝承になっている。前章でも指摘したように、雄略が初瀬朝倉宮以外に「磐余宮」を保持していた蓋然性は高い。右の伝記には天皇がこの宮に「住みたまひし時に、天皇、后と大安殿に寝て、婚合したまへる」とあり、磐余宮が単なる行宮の類であったとは考え難いのである。

先に掲げた第一表・磐余の皇宮伝承をもういちど一覧してみよう。すると、磐余地名を冠する皇宮には必ず「磐余〇〇宮」というように、宮の瑞称ないしは地名とみなすことのできる語句が入っていることがわかる。ところが雄略天皇の宮だけが「磐余宮」とされ、瑞称・地名が省かれ一般的な宮名になっているのである。靈異記・上巻第1は雄略天皇の主宮を「泊瀬朝倉宮」と明記し、さらに欽明天皇の「磯城嶋金刺宮」(上巻・第2)・敏達天皇の「磐余訳語田宮」(上巻・第3)・用明天皇の「磐余池辺双欄宮」(上巻・第4)などの記述があるので、雄略天皇の「磐余宮」だけが異例の記載形式になっていて、この宮の公式名称を省いたのは何らかの意図に基づく措置であったとしか言いようがない。

なぜこのような不可解な現象が起きたのかということ、雄略天皇の「磐余宮」こそが「磐余稚櫻宮」だったのであるが、靈異記の編者景戒は記・紀の説話が「磐余稚櫻宮」にまつわる伝承が履中天皇のものであることを認識しており、雄略朝の「稚櫻宮」の記述を省いて「磐余宮」と記したのではないだろうか。ということは、換言するならば「磐余稚櫻宮」と「磐余池」の造営に関する話は雄略朝の史実であったということになり、磐余に初めて皇宮を敷設した天皇は履中天皇ではなく雄略天皇だった可能性が高いということになる。

雄略天皇の時代は古代の歴史上画期的な位置を占め²⁴、弥生時代以来列島に形成された東国・西国のクニグニが整理統合されて王権の統制下に入り、天皇の権力が著しく強まり、「大王」の称号や「治天下」の概念が初めて登場するに至った。雄略天皇は王権を支える首長層に対しても強権を振り、葛城氏や吉備氏のような血縁関係にある氏族を滅亡ないし衰退させる措置を取り、王権を強化しつつ中央・地方の中小首長層を権力機構に組み込み、また渡来系の有力氏族集団(東漢・西文・秦氏ら)を配下に組織していった。書紀によると雄略は「大悪天皇」²⁵とか「有徳天皇」²⁶というような正反対の評価を受けた珍しい王者であるが、この点に皇権の増強を窺うことができ、王宮付属の苑池を造営するという王威伸張の動向もこの時期に初めて萌したとみなすことができるだろう。

ところが、先ほど指摘した金石文の史料などによると雄略天皇の時代にもまだ伴造・部制による地方支配制度が存在せず²⁷、「稚櫻部臣—稚櫻部造—稚櫻部」や履中記にでる「伊波禮部」などの伴造・部の組織が成立するのは6世紀に入ってからのことと考えられ、履中天皇にまつ

²⁴ 岸俊男「画期としての雄略朝」(『日本古代文物の研究』塙書房、1988年)、前掲註(12) 論著。

²⁵ 『日本書紀』雄略2年10月是月条。

²⁶ 『日本書紀』雄略4年2月条。

²⁷ 前掲註(11)(12)(23) 論著参照。

わる磐余稚櫻宮の伝承全体は雄略朝よりさらに後の天皇の時期に整えられたのではないかと考えられるのである。それでは、稚櫻部・伊波禮部などの地方部民の集団とそれを管理する中央氏族の組織を定めた天皇とは一体誰なのであろうか。それは欽明天皇であると考えられるので論じてみよう。例によって欽明天皇の皇宮を書紀から引用すると次のようになる。

宣化四年十二月 即位
 欽明元年七月 都を磯城郡の磯城嶋に遷す（磯城嶋金刺宮）
 欽明元年九月 難波祝津宮に行幸
 欽明十四年七月 樟勾宮に行幸
 欽明三十二年四月 内寝に崩御

欽明王権は30年以上に及ぶ長期政権を維持し、伝承によると主宮は「磯城嶋金刺宮」²⁸であると伝え、欽明記にも「弟、天国押波流岐広庭天皇、師木島の大宮に坐しまして、天の下治らしめしき」とあって、他に宮室を造営したことを示唆する所伝がない。治世中に二度の行幸をしたとする記事があるほかには皇宮を別に設けたとする伝えも存在していないのである。おそらく磯城嶋金刺宮が欽明天皇の主宮であったことは確実であるとしても、即位直後または治世の初期段階に天皇がそれまでの慣例に基づき別の宮に居住していた蓋然性は高く、その宮こそは雄略天皇が后宮として最初に経営した磐余稚櫻宮であったのではなかろうか。

周知のように欽明天皇は継体天皇が即位して以後最晩年の子として生まれた。異母兄に安閑・宣化両天皇がいたが、これらの天皇の宮が磐余に造営された形跡がなく、欽明天皇支持勢力との確執・対立があったとも想定されている²⁹。一方の欽明は「男大迹天皇の嫡子なり」（継体即位前紀）、すなわち正嫡としての扱いを受け、その由緒が母である手白香皇后にあったことは言うまでもない。手白香皇女は仁賢天皇と春日大娘皇女（高橋皇女）との間に生まれた女性で、雄略天皇の孫娘に当る。手白香皇女の宮居は知られていないが、継体天皇が欽明を重視していたとすれば磐余玉穂宮に近い場所に住ませていた可能性が高く、欽明天皇は母方の曾祖父である雄略天皇の諸宮を継いだ正統の王族と推測されるのであり、稻荷山鉄剣銘文にみえる雄略の「斯鬼宮」も欽明の主宮である磯城嶋金刺宮として継承されたのではないかと考えられるのである。

Ⅲ. 磐余池の検討

前章で説いたように、もし仮に磐余稚櫻宮が雄略天皇の皇宮であったとすると、磐余池は5世紀後半に造営された人工池とみなすことができる。古代の池の築造の目的については、第一に灌漑用水の確保という視点から溜池の造成という問題が浮上する³⁰。畿内地域は温暖ではあ

²⁸ 前田晴人「欽明天皇の磯城嶋金刺宮について」（『大阪経済法科大学地域総合研究所紀要』第6号、2015年）。

²⁹ 吉村武彦編『古代を考える 継体・欽明朝と仏教伝来』（吉川弘文館、1999年）。

³⁰ 古代の灌漑・治水史の総合的研究には亀田隆之『日本古代用水史の研究』（吉川弘文館、1972年）、同『日本古代治水史の研究』（吉川弘文館、2000年）がある。

るが年間降雨量の少ない瀬戸内気候帯に属し、流域面積が小さい小河川の著しく発達した地方で、開発の進んだ洪積段丘面に耕作地が集まっている。したがって稲作に必要な水源を確保するには数多くの溜池を造る必要があった。灌漑用の溜池として著名な池には河内国丹比郡の狭山池³¹があるが、『日本書紀』崇神62年7月条には、

詔して曰はく、「農は天下の大きなる本なり。民の持みて生くる所なり。今、河内の狭山の埴田水少し。是を以て、其の国の百姓、農の事に怠る。其れ多に池溝を開りて、民の業を寛めよ」とのたまふ。

とあり、垂仁記にも「印色入日子命は、血沼池を作り、又狭山池を作り、又日下の高津池を作りたまひき」とあって、狭山池が古代の溜池を起源としたことがわかる。狭山池の水源は水量の乏しい天野川で、東西に洪積段丘を形成する低い谷間を堰き止め、高大な堤防（推古期の堤防は高さ約5m）を築成したダム型溜池である。発掘調査により堤の構造が明らかにされたが、最も古い時期に架構された東樋下層遺構の木材の年輪年代が616（推古24）年であることが判明し、記・紀に記す伝承とは年代的に大きく齟齬することが明らかになった³²。書紀の推古15年是歳冬条には、「倭国に、高市池・藤原池・肩岡池・菅原池を作る。山背国に、大溝を栗隈に掘る。且河内国に、戸苺池・依網池作る。亦国毎に屯倉を置く」とあり、狭山池も推古朝の経済政策の中で造営された池と考えられ、その他の灌漑用の溜池や大溝の造成時期も多くは7世紀以降ではないかとみられる³³。

問題は磐余（市磯）池の位置、池の性格と構造、築造年代などであるが、この池の性格は灌漑用水の確保のために造られた池ではなく、これまで引用してきた史料によると、宮都域の中心部分に築成され王宮に付属する苑池としての性格を持っており、王権の威容を示すもので、用途が諸他の池とは異なっていたようである。

日本では3世紀頃から王陵級の古墳に広い周濠を造営する事例が現れ、築堤の技術が蓄積されていたと考えられ、6世紀には茨田堤の造営・難波堀江の掘削・古市大溝などに窺われる大規模な土木技術の発達があった³⁴。しかし、宮廷苑池の造営については古い記録が少なく、推古20年是歳条に、百濟から化来した路子工（柴耆摩呂）が小墾田宮の南庭に「須弥山の形及び呉橋」を敷設したとする記述がみえ、皇宮内の庭園の事例ではあるが苑池が造られたようである。さらに宮都空間全体に視野を広げた場合には、百濟・新羅王宮の宮苑池が模範になったと推測されるだろう。

百濟には4世紀代に碧骨堤（全羅北道金堤郡挾梁面）と呼ばれる広大な灌漑池が作られたよ

³¹ 末永雅雄『池の文化』（学生社、1972年）。

³² 狭山池調査事務所『狭山池』埋蔵文化財編（1998年）、大阪府立狭山池博物館『大阪府立狭山池博物館研究報告Ⅰ』2004年。

³³ 記・紀に記載されている大和・河内の造池記事は、崇神・垂仁・景行・応神・仁徳・履中諸天皇までの伝説的記事と、推古15年・同21年両条に集中的に記載されたものに分かれ、屯倉の設置との関連を記す後者の記事群に史料の信憑性が認められるが、磐余宮都の時代に当る5世紀後半から6世紀末葉までの時期の記録が欠けている。

³⁴ 吉田晶『古代の難波』（教育社、1982年）。

うに、古くから造池技術が発達し³⁵、『三国史記』³⁶の武寧王10（510）年1月条には「令を下し堤防を完固せしめ、内外遊食者を驅って農に帰せしむ」とあって、勸農政策の重要性が示されている。新羅では訥祗麻立干13（429）年の条に「新たに矢堤を築く。岸の長さは二千一百七十歩」とあり、法興王18（531）年3月条にも「有司に命じて堤防を修理せしむ」という記事がみえ、法興王治世下の丙辰年（536）には慶尚北道永川郡琴湖面道南洞に菁堤が築かれ、国力増強につながる灌漑池の開発が行われたことが知られる。しかし、宮廷苑池に関わる記録は少なく、『三国史記』の百濟本紀には辰斯王（在位386～392年）の7年に「重ねて宮室を修め、池を穿ち山を造り、以て奇禽異卉を養う」とあり、毗有王（在位427～455年）の21年に「宮の南の池中に火有り。焰車輪の如く終夜にして滅ゆ」とあり、漢江流域の河南城の時期に宮苑池が造営されていた可能性が高い。5世紀後半以降の熊津城（公州）時代には、東城王（在位480～501年）22年に「臨流閣を宮の東に起つ。高さ五丈。又池を穿ち奇禽を養う。諫臣抗疏するも報いず、復た諫する者有るを怖れ、宮門を閉ざす」とあって、王宮苑池造営の技術や文化も発達していたようで、磐余池の造営には頻繁な交流関係があった百濟王廷の苑池の影響を推想することができるだろう。

最近の発掘調査の事例によれば、飛鳥京跡の西方に隣接し飛鳥川右岸で広大な苑池遺構³⁷が見つかり、斉明朝に造営され天武朝では白錦後苑〔書紀天武14（685）年11月条〕と呼ばれた東西80m・南北200mに及ぶ宮廷苑池で、水深は1.5m程度と浅いものであることが判明した。池の平面形は不整形で、渡り堤を挟んで北池と南池に区画され、堤から北池側に向って島状の張り出しがあり、池底には小石が敷き詰められていた。池は飛鳥川上流部からの通水路によって導かれた水を貯める形式のもので、皿池型とすることができる。この苑池は新羅の首都慶州に文武王14（674）年築造の雁鴨池と類似の構造をもつが、磐余池の造営も百濟・新羅の宮廷苑池を範とした蓋然性が強く、王権間の交流関係により早い段階から導入が図られたと考えられる。飛鳥の石舞台古墳に隣接する島ノ庄遺跡の池状遺構³⁸の場合は島大臣と呼ばれた大臣蘇我馬子の邸宅付属の苑池とみられ、6世紀後半の築造で、磐余池よりは新しい時期のものであろう。

ところで、磐余池は現在地上に遺存しておらず、池跡の候補についてこれまで学界では二つの説が提起されてきている。和田萃は、式内論社の稚櫻神社が鎮座する桜井市橋本の南方に位置する池之内や、香久山東北麓の檀原市東池尻町などの地域が十市郡池上郷に当ると想定し、池上郷こそが磐余池に由来する郷名であるとみなし、戒外川の流路に沿って池之内集落の主要部が所在する小字島井に版築で造られた土手状の高まりが存在することから、この遺構が谷池型の人工池としての磐余（市磯）池の堤防であることを指摘している³⁹。また2011年度から始

³⁵ 李殷昌「韓国の池」（森浩一編『日本古代文化の探究池』社会思想社、1978年）。

³⁶ 朝鮮史学会編『三国史記』（国書刊行会、1971年）。

³⁷ 和田萃『飛鳥』（岩波書店、2003年）。

³⁸ 栢木喜一「明日香村島ノ庄の嶋宮址並びにその周辺地名」（『明日香風』25、1988年）。

³⁹ 和田萃「磐余の諸宮—磐余池に関連して」（奈良県史跡名勝天然記念物調査報告第28冊『磐余・池之内古墳群』

まった橿原市教育委員会文化財課による「東池尻・池之内遺跡」の発掘調査により、和田が指摘した土手状の地形が古代の池の堤防であったことや、調査地点での堤の上面幅が25m以上あること、その構築年代が6世紀後半に遡ること、調査地に同時期の大壁建物・掘立柱建物・竪穴建物などが存在したことが判明している⁴⁰。

和田説は関係文献を駆使して詳細且つ精緻な議論を展開しているので、磐余池についての研究では現在古代史学界での共通認識となっている。磐余の範囲に関し和田の想定は、「桜井市谷にある石村山口神社や磐余山東光寺の付近から、香具山の北域にかけての一带と想定できる」⁴¹とし、とりわけ後者の香久山の北域・東北域が十市郡の池上郷に当たることを重視しているのである。

ところが、最近になって当該地域のやや東寄りの桜井市吉備に所在する溜池（吉備池）で行われた発掘調査⁴²により、舒明天皇発願にかかる百済大寺（後に高市大寺・大官大寺・大安寺へと変遷する）とみられる遺構（吉備池廃寺）が見つかり、付近には百済大宮が埋蔵されている蓋然性が高く、さらに舒明の百済宮は祖父に当たる敏達天皇の百済大井宮を伝領した可能性があると考えられ、和田が想定する池上郷付近が磐余ではなく百済であった可能性が強くなった。舒明天皇の百済大寺に関してはこれまで北葛城郡広陵町百済（旧広瀬郡）に所在する百済寺が重視されてきたが、吉備池廃寺の存在が明らかになった現在ではこの説をとることはできない⁴³。関連史料を引用してみよう。

勅、大和国十市郡百済川邊田一町七段百六十歩、高市郡夜部村田十町七段百五十歩、返入大安寺。先是彼寺三綱申牒稱、昔日、聖徳太子創建平群郡熊凝道場。飛鳥岡本天皇遷建十市郡百済川邊、施入封三百戸、号曰百済大寺。子部大神在寺近側、含怨屢焼堂塔。天武天皇遷立高市郡夜部村、号曰高市大官寺、施入封七百戸。和銅元年遷都平城、聖武天皇降詔、預律師道慈、令遷造平城、号大安寺。今檢両處旧地、水湿之地、収為公田、高燥之處、百姓居住。請依実返入、為寺家田。従之。 （『三代実録』⁴⁴元慶4年10月20日条）

上は飛鳥岡本天皇すなわち舒明天皇建立にかかる百済大寺が天武朝に高市大官寺となり、聖武朝において大安寺に落ち着くまでの経緯と、寺の運営のための田地・封戸の施入の事績、特に十市郡百済川邊田・高市郡夜部村田は百済大寺の旧地であり、公田となっていたのを寺家田に返入することになった事情を記載している。「百済大寺」の寺号はこの寺院が十市郡の「百済」という地名の場所に建立されたことを示し、「百済川」が寺辺を流れていたこと、「百済川

奈良県教育委員会、1973年）、同「ヤマトと桜井」（桜井市史編纂委員会『桜井市史』上巻、桜井市役所、1979年）。

⁴⁰ 奈良県橿原市教育委員会『橿原市文化財調査年報』（平成22年度、23年度、24年度、25年度）、同『東池尻・池之内遺跡、大藤原京左京五条八坊の発掘調査』（平成26年度、27年度発掘調査成果資料）。本資料については橿原市教育委員会文化財課の石坂泰士氏からご提供いただいた。ここに記して感謝します。

⁴¹ 和田萃前掲註（39）論文126頁を参照。

⁴² 奈良文化財研究所『大和吉備池廃寺—百済大寺跡』（吉川弘文館、2003年）。

⁴³ 渡里恒信「磐余池と海石榴市」『日本古代の伝承と歴史』（思文閣出版、2008年）。同「上宮と厩戸」（『古代史の研究』18、2013）。

⁴⁴ 『新訂増補国史大系日本三代実録』後篇（吉川弘文館、1971年）482頁。

邊田一町七段百六十歩」がその川に沿う地に所在したことを物語っている。書紀によると、舒明11（639）年7月に、

詔して曰はく、「今年、大宮及び大寺を造作らしむ」とのたまふ。則ち百済川の側を以て宮處とす。是を以て、西の民は宮を造り、東の民は寺を作る。便に書直縣を以て大匠とす。とあり、同年12月には「是の月に、百済川の側に、九重の塔を建つ」とし、さらに翌年10月には天皇が「百済宮に徙ります」とあって、百済宮と百済寺は一応完成したものの、13年10月に天皇が「百済宮に崩りましぬ」とあって没し、「宮の北に殯す。是を百済の大殯と謂ふ」とある。

これらの史料によると、百済は古代地名として独立した存在であり、「磐余ノ百済」という表現はひとつもなく、桜井市吉備・橋本・池之内の付近一帯の地域は磐余ではなく百済と呼ばれた蓋然性が高く、さらに百済川は現在の米川（上流のひとつは戒下川）の前身であったとみられるのである。そうすると、和田が想定し樞原市教育委員会文化財課が調査し発見した古代の池は「百済池」と称されていた池なのではなかろうか。池之内・東池尻という現在地名の池は磐余池に起源するのではなく、百済池に基づく字名と推測されるのである。

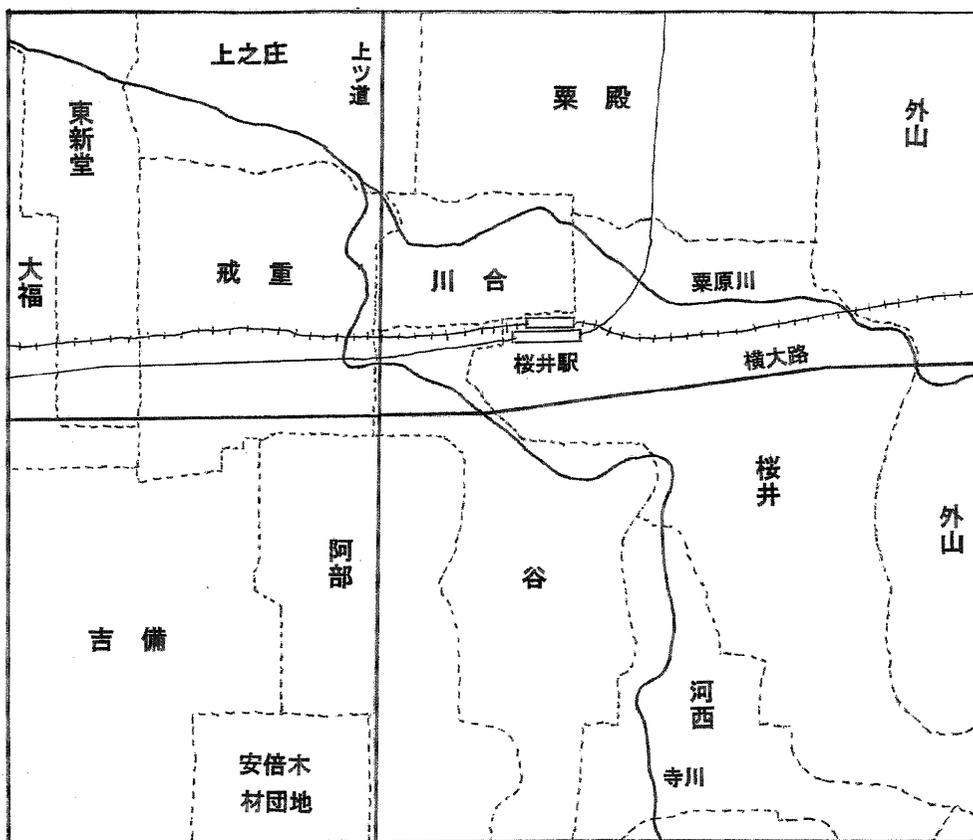
応神記に「建内宿祢命引き率ゐて、堤池に役ちて、百済池を作りき」とあり、応神七年九月条には「高麗人・百済人・任那人・新羅人、並に來朝り。時に武内宿祢に命して、諸の韓人等を領ゐて池を作らしむ。因りて、池を名づけて韓人池と号ふ」とあり、この池の所在は明確ではないが、和田が発見した古代池こそがこの百済池=韓人池に該当するのではなかろうか。香久山周辺地域は蘇我氏一族（蘇我箭口臣・蘇我日向臣など）の開発地に含まれる地域のひとつと考えられるので⁴⁵、伝承上は百済池の造営が蘇我氏の祖と伝えられる武内宿祢の主導により配下の渡來氏族らの手で行われたと記されたのであろう。

以上の検討により、和田萃が指摘した古代に淵源する池は磐余池ではなく百済池であること、また香具山の北から東北麓の地域は古代には百済と呼ばれた地域で、磐余の範囲には含まれないことを明らかにした。磐余は阿部丘陵とその北麓の地域、桜井中心市街地付近であったとすべきであろう。

次にもうひとつの説は千田稔のもので、千田は桜井市上之宮で見つかった6世紀代の大型建物を含む居館遺構を厩戸王の上宮とみなす説を認め、王の父用明天皇の磐余池邊雙槻宮が上宮の北に位置するとする所伝を重視し、阿部丘陵の西北麓付近に雙槻宮跡を擬定し、磐余池もその付近に存在したと説いた。千田説を取りあげた最近の新聞報道によれば、阿部丘陵の西方に当たる桜井市阿部から橋本にかけての平地（旧長門邑）に、U字形をした皿池型の広大な溜池の痕跡と考えられる地形が大正時代の地形図や1947年に米軍が撮影した航空写真で確認できることから、これを磐余池の故地ではないかと推測している⁴⁶。

⁴⁵ 前田晴人『蘇我氏とは何か』（同成社、2011年）。

⁴⁶ 千田稔「磐余と斑鳩」（『古代日本の歴史地理学的研究』岩波書店、1991年）、同「磐余池・桜井市にあった？」（『朝日新聞』2015年8月20日付夕刊）。



第一図 磐余付近の「大字」図

しかし、奈良盆地や大阪平野の溜池は江戸時代初期に築造されたものがきわめて多く、また一般に溜池の築造は谷池型から皿池型への変遷をたどると言われており⁴⁷、千田が発見した池の痕跡が古代に由来するか否かを確かめる必要があるものと思うが、試みに現地付近の条里制の施行状態を調べてみると、磐余池と想定される地区には条里地割の痕跡がきれいに遺っており、千田の主張する池が条里の施行後に造られたもので、やはり中・近世の頃に起源があると言えるのではなかろうか。千田は自説を補強するものとして盆地東南部地域の古代交通路の状況や海石榴市の位置比定などをも視野に入れて議論を展開しているのであるが、遺憾ながら海石榴市の比定に問題があると思われ、また磐余池は千田の説とは別の場所に所在したとも想定されるので、以下に第三の私見を改めて披歴することとしたい。

さて、『日本書紀』用明2年4月条に「磐余の河上に御新嘗す。是の日に、天皇、得病ひたまひて、宮に還入します。群臣侍り」とあり、磐余池邊雙槻宮を本居とした天皇は、磐余の地を貫流する川のほとりで新嘗の祭りを執行した。「磐余の河」とは寺川または粟原川のいずれ

⁴⁷ 福島雅蔵「溜池の水利慣行と管理」(森浩一編『日本古代文化の探究池』社会思想社、1978年)。

かであると考えられるが、桜井市仁王堂地区に伝承に基づく磐余橋や桜井駅前を東西に走行する国道165号線に架かる磐余大橋があり、その下を流れる川は寺川であるので、寺川の旧名こそが「磐余河」であろう。そうするとこの川の流域が磐余の故地であった可能性が高く、また磐余池への給水源が寺川と深い関係にあったと予測することができるであろう。寺川は鳥見山と阿部丘陵の間の溪谷を北流し、小字東光寺山の麓で突然流路を西に向け、その後西北方向に進路を変えて仁王堂地区を通り、戒重の幸玉橋の手前で栗原川と合流している。古代の流路が現状のままであったとする確証はなく、大正6（1917）年9月下旬に起きた寺川の洪水からも窺われるように、元来寺川の流路は現在の西折地点で北ないし北西流して桜井駅方面に向かっていた可能性があり、さらに桜井駅の北側地区が大字川合となっているのは、寺川と栗原川の合流点が古くはその辺りに形成されていた可能性があることを示唆するものである。

先ほど紹介した和田萃の議論のなかでとりわけ貴重な指摘がひとつある⁴⁸。それは敏達天皇の磐余譯語田幸玉宮の故地が戒重の春日神社付近だとする指摘である。延喜式内十市郡の他田坐天照御魂神社がその春日神社に比定できること、平安時代以後戒重の地に興福寺領他田庄が所在し、条里坪付によって他田庄田がほぼ戒重に集中している事実、中世の伝承に桜井市大福の東の開智・訳田は磐余訳語田宮のあったところだとする言い伝えのあったことなどを挙示し、大津皇子の舎が当地にあったことを明らかにしたことである。『日本書紀』敏達4年「是歳条によると、海部王・絲井王双方の家地が占いにより譯語田宮の適地として選定されたと伝えており、敏達朝以前から王族が居住するのにふさわしい土地であったと推定できる。そうすると、戒重の地が磐余に含まれる地域の一部であったことが確実になり、やはり寺川（磐余河）の流域が磐余の本部であったと推想し得るであろう。

次いで、寺川の流路の西と南に広がる丘陵は阿部丘陵と呼ばれるが、『万葉集』には「石村の山」を歌ったものがあり（巻13—3325）⁴⁹、平野部を通る道から眺めた阿部丘陵の北部一帯が磐余山とも呼ばれたように思われる。丘陵北部に延喜式内社の石村山口神社と若櫻神社とが鎮座していて、前者は十市郡に、後者は城上郡の項に著録されている。郡界が両社の中間を通っていたことになり、磐余が郡の領域編成とは無関係な地名であることを物語り、また歴史的に郡（評）制に先行する地名であることを示す。若櫻神社は膳臣の遠祖磐鹿六狩を祭神として履中天皇の伝承にでる磐余稚櫻宮と磐余（市磯）池を想起させ、前にも指摘したように櫻の花びらが飛んできた「掖上室山」は磐余池近在にあった丘を指すものと考えられ、用明天皇の「石寸掖上」「磐余池上陵」も当丘陵内に造営されたとみられる。

以上に論じてきたように、古代の磐余は寺川の流路と阿部丘陵の北部域を含む地域一帯、すなわち大字で示せば河西・桜井・谷・川合・阿部・戒重などの全域ないしは一部を包含する地域に収まると結論づけることができるだろう。それでは磐余（市磯）池は上記の地域のなかで

⁴⁸ 和田萃前掲註（39）論考。

⁴⁹ 日本古典文学大系『万葉集』三（岩波書店、1960年）。

磐余池はおそらく磐余河（寺川）の水を利用し、いずれかの地点において井手を構築して本流から分水し、下流側に堅固な堤防を構築し受水した池と推定され、大津皇子の辞世歌に付けられた題詞には「磐余の池の陂にして涕を流し」とあり、それなりの広さの堤防を備えた池であったことがわかり、さらに堤防は池の全周に巡らされていた可能性があって、この点で先ほど述べた百済池とは異質な構造を備えた池であったのではなかろうか。地方にも陂を備えた池の事例があり、『出雲国風土記』秋鹿郡の惠曇池⁵¹の場合は次のようである。

惠曇の池。陂を築く。周り六里なり。鴛鴦・鳧・鴨・鮒あり。四辺に葦・蔣・菅生ふ。養老元年より以往は、荷葉、自然叢れ生ひて太だ多かりき。二年より以降、自然失せて、都べて茎なし。俗人いへらく、其の底に陶器・甕・甗等多かり。古より時時人溺れ死にき。深き浅きを知らず。

惠曇池は谷池型か皿池型かわからないために陂がこの池の全周を巡っていたかは不明である。記載内容によって判断すれば百済池と同様の谷池型であり、陂は下流部分にのみ築造されていたとみられる。さらに、書紀の持統4年2月条には、「天皇、腋上陂に幸して、公卿大夫の馬を觀たまふ」とあって、腋上池の陂は騎馬の隊列を整えそれを観覧できるほどの広さと構造を持っていたことがわかる。磐余池の陂の形状や規模は不明であるが、宮廷苑池としての性格を持っていたことからすれば、やはり陂が池の周囲に築かれていたのかも知れない。そして、寺川の水流が緩慢になる場所が貯水に有効であることからすれば、その場所の候補地として注目されるのは、寺川が平野部に流下しほぼ直角に西折する地点から西方の付近である。

現在の当地は桜井駅前の住宅街・商業地となっており、また国道165号線が寺川の河道と並行する形で東西に通っているため、旧地形を想像し池の範囲を想定復原するのは容易ではないが、桜井市役所発行の2500分の1桜井市地形図と、檀原考古学研究所編『大和国条里復原図』（吉川弘文館、1980年）とによって現地の地形を机上調査してみると、条里制の地割が大きく乱れている部分が存在することがわかる。第三図に示したように、先に指摘した西折地点から西に伸びる河道に沿って小字五反田・西田・福田・ハラビ塚・穴口などの地区は、小字名は存在するも条里地割が存在せず、五反田付近の標高は周囲と比較すると3m程度低くなっており、実際に現地を訪れ観察してみると東西方向におよそ250m・南北方向に150mにわたり広い窪地が展開している様子が窺える。さらに右に挙示した小字名は過去に水田または湿地の環境にあったことを示すもので、明治43年や大正年間の地図⁵²によっても桜井駅南前辺のこの地一帯は湿田の状態であったことを示しており、磐余池の確かな廃絶時期は不明であるものの、池が廃絶した後に湿地帯に変貌し、さらにその後水田化された経緯を推想させるのではなかろうか。

⁵¹ 日本古典文学大系『風土記』（岩波書店、1958年）161～162頁。関和彦「惠曇池と陂」（『古代出雲世界の思想と実像』大社文化事業団、1997年）を参照。

⁵² 桜井市史編纂委員会『桜井市史』下巻（桜井市役所、1979年）442～445頁に掲載する明治43年から昭和48年までの地図を参照。なお渡里恒信は仁王堂の南に隣接し阿部山田道沿いの小字西池田・南池田・東池田・君殿などに着目し、当地を磐余池の跡と推想している〔前掲註（43）論文〕。私見の地域に隣接する場所であり興味深く、今後の付近での調査に期待がかけられる。



第三図 磐余池想定地 (○部分)

本図は橿原考古学研究所編『大和国条里復原図』（吉川弘文館、1980年）をベースとし、桜井市役所発行『桜井市地形図（2500分の1）』に記載された各地点の標高（数字）を書き加えたものである。

次に、小字福田の西端と小字穴口の場所は古代の幹線交通路である横大路と寺川の交会点で、磐余橋（国道169号）と小西橋（旧初瀬街道）が架けられているが、池面が横大路の北側にまで及んでいたとは考えられず、また付近の地勢を観察してみると、当地が大津皇子の辞世歌に出ている磐余池の陂の所在地であったのではないかと推察され、小字穴口は池の水を放出するための樋を地下に埋設した地点の名称であったとも考えられるのである。『枕草子』⁵³38には「磐余の池」が登場し、「初瀬にまうでしに、水鳥のひまなくみてたちさわぎしが、いとをかしう見えしなり」とあり、清少納言が長谷詣での際に上ツ道の仁王堂の所で進路を東に変え、右手に池を眺めつつ横大路を進行した経験が記されているようであり、その頃にはまだ池は昔の姿を保持していたようである。また、同じ大津皇子が最期に遺した漢詩の一節をここで想起することにしよう。皇子は刑死する直前の夕暮れ時に磐余池の陂を訪れ、「金烏臨西舎、鼓声催短命、泉路無殯主、此夕離家向」の句を遺した。金烏は太陽を、西舎は皇子の住まいであった譯語田舎を指す。仁王堂付近の池の陂からみて皇子の舎は西北の方向に臨む位置にあったらしいことがわかる。これを逆に言うと磐余池は皇子の立ち位置から東側に展開していたと言えるのではなかろうか。

IV. 磐余の意味

古代の磐余はこれまでに述べてきたこととは別に次のような地政的特質を備えた地域であった。すなわち、奈良盆地内において最も古い時期に形成されたと推定される幹線交通路が磐余を通過していたという事実である⁵⁴。大まかに言えば奈良盆地は南北方向に長い矩形になっており、西北部の生駒郡王寺町付近が最も低く（標高37m）、盆地内の諸河川は全て大和川に流れ込んで河内へ流出する。そのために古代より幹線交通路は諸河川が合流する大和川付近の低湿地を避け、盆地東部の春日山地西麓を南北に縦貫する道と、標高の比較的高い盆地南部地域を東西に横断する道が形成されたい。前者には山辺道（上ツ道）・阿部山田道があり、後者には横大路があって、双方の交通路は桜井市仁王堂（標高76m）で十字街頭を成して交差しているのである。

これらの諸道が形成された正確な時期は不明ながらも、3・4世紀におけるヤマト王権の成立にともない、四周の地域から御諸山麓の「倭」^{ヤマト}⁵⁵に通ずる基幹道として存在したことを疑うことはできないであろう。推古朝前後の時期には道幅の広い直線道路に作り替えられたことは、書紀推古21年11月条に「難波より京に至るまでに大道を置く」とある記事によって想像が

⁵³ 日本古典文学大系『枕草子・紫式部日記』（岩波書店、1958年）85頁。

⁵⁴ 前田晴人『日本古代の道と衢』（吉川弘文館、1996年）。

⁵⁵ ヤマト王権の発祥地は御諸山（三輪山）麓一帯の地域とみなすことができ、なかでも纏向遺跡は黎明期ヤマト王権（邪馬台国）の拠点都市と考えられる。記・紀の諸伝承には狭義の「倭」を表す地名がみえるが、「倭之市師池」（垂仁記）もそうした用法のひとつであり、磐余も「倭」に含まれる地域であった。直木孝次郎「“やまと”の範囲」（『飛鳥奈良時代の研究』塙書房、1975年）、和田萃前掲註（39）論文。

く⁵⁶。そして、これらの幹線道の交差する地点が盆地南東部の磐余だったのである。そのことは『日本書紀』神武即位前紀に記されている。神武天皇の東征の終盤のことを記したくだりを一部引用してみよう。

天皇、彼の菟田の高倉山の巔に陟りて、域の中を瞻望りたまふ。時に、国見丘の上に則ち八十梟帥有り。又女坂に女軍を置き、男坂に男軍を置く。墨坂に焠炭を置けり。其の女坂・男坂・墨坂の号は、此に由りて起れり。復兄磯城の軍有りて、磐余邑に布き満めり。

賊虜の據る所は、皆是要害の地なり。故、道路絶え塞りて、通らむに處無し。

これは説話の類なので史実とは明確に弁別しておく必要があるが、神武軍が宇陀から磯城・磐余地域に侵入しようとする際に、女坂・男坂・墨坂⁵⁷などの山道に八十梟帥の賊軍が配置されており、また兄磯城の率いる賊軍が「磐余邑」に充滿していたので、道路が塞がり進軍できなかったとする。磐余は「要害の地」のひとつだと書かれており、後述する通りこの記述は正鵠を射るものと言える。

また、神武即位前紀には次のような記事があつて、磐余の地名の由来が記されている。

夫れ磐余の地の旧の名は片居。片居、此をば伽哆摩と云ふ。亦是片立と曰ふ。片立、此をば伽哆摩と云ふ。我が皇師の虜を破るに逮りて、大軍集ひて其の地に満めり。因りて改めて号けて磐余とす。或の曰はく、「天皇往巖瓮の糧を嘗りたまひて、軍を出して西を征ちたまふ。

是の時に、磯城の八十梟帥、彼處に屯聚み居たり。屯聚居、此をば怡波瀾萎と云ふ。果して天皇と大きに戦ふ。遂に皇師の為に滅さる。故、名けて磐余邑と曰ふ」といふ。

磐余の元の地名は片居・片立だと書いている。これらの地名は一般に平地の傍らに丘陵や山地がひかえる地形のことを意味するが、神武東征時に大軍が集結した状態、すなわち「^{イハ}満む」という語を磐余の名の起源としたとする。また別の伝では賊軍が「^{イハミキ}屯聚居」たので「磐余邑」と名づけたとする。しかし、これらの地名起源説話は荒唐無稽な語呂合わせにすぎず、磐余の地名の語構成は「磐余」「石村」「石寸」で「イハアレ」が「イハレ」や「イハネ」に転訛したらしく、聖なる磐・石が生成する状態を表現した抽象的・宗教的な意義を帯びた地名であると言える。本居宣長は磐余の語義について「何の由にか詳ならず、……思決めがたし」⁵⁸と述べて究明を諦めており、この地名の起源は地理学的・地名学的な発想では解き難いことを暗示している。

ところで、神武天皇の和風名号は記・紀で「神倭伊波禮毘古命」「神日本磐余彦尊」とされ

⁵⁶ 岸俊男「大和の古道」（『日本古代宮都の研究』岩波書店、1988年）。

⁵⁷ 女坂は桜井市と大字陀町の境界にある女寄峠、男坂は大字陀町半阪、墨坂は横大路の延長上の榛原町西峠付近の峠を指す。

⁵⁸ 本居宣長『古事記伝』十七（吉川弘文館、1902年）1029頁。宣長は「神倭伊波禮毘古命、此の大御名は、大和の京に遷り坐して、天下所知看ての上に、称へ奉れる物なり」と記し、次いで「さて神と申し、倭と申すは、論なきを、伊波禮としも称へ申せるは、何の由にか、詳ならず（大和国十市郡に、此の地名はあれども、大御名に称へ申すべき由縁は、ありとも聞えず）」と説き、さらに「あるが中に強き敵に勝たまひし地なるを以て、其地名を以て、称へ奉れるにもあらむか、思決めがたし」と述べている。正鵠を射た解釈になっていないことがわかる。

ているのは周知のところであるが、名号に磐余（伊波禮）を含んでいるにも関わらず磐余を都とせず畝傍橿原宮で即位したと伝えている。磐余彦と名乗るのならば神武天皇は磐余宮に即位していてもおかしくはないだろう。また、そうではなくとも神武天皇が磐余とより深い関係にあったことを示す説話などがあってもよさそうなものであるが、そのような所伝は右に示したものの他にはないのであり、磐余彦の名号の由緒を明らかにしたものが書紀の次の文章なのである。

故に古語に稱して曰さく、「畝傍の橿原に、宮柱底つ磐根に太立て、高天原に搏風峻峙りて、始馭天下之天皇を、号けたてまつりて神日本磐余彦火火出見天皇と曰す」。

これをよく読むと、磐余彦と呼ばれた由来は畝傍橿原宮の宮柱を「底つ磐根に太立て」たこと、宮柱が据えられた地下の「磐根」が磐余という地名の起源になっているように思われるのであり、先ほど掲げた地名起源伝承とは内容的に性格が大きく異なっているのである。掘立柱式の宮殿建築は柱を地下に埋め込み、柱の下に楚板や岩石を敷く工夫が施された。宮殿の場合は人頭大の石を入れることによって柱の沈下を防いだのである。これを右の古語は「底つ磐根」と称しているのであり、磐余の起源は磐根にあるのだとする説とすることができよう。古語とは長く伝承された聖なる称辞の意味であるから、祝詞のような性格をもつ讚め言葉であり、神武天皇の名号は神倭伊波根毘古・神日本磐根彦と解釈することが妥当ということになり、固有の人名ではなかったとしなければならない。神武天皇と磐余との関係をこのようにみくると、書紀の編者らがすでに磐余の語源について意義不明の状態に陥っていたことがわかり、本居宣長も解決案を出せなかったほど難しい問題であることが理解される。因みに桜井駅西辺の上ツ道の沿道に小字「岩根」⁵⁹があり、仁王堂に隣接する位置を占めており注意を要するものと思う。

しかるに、磐余^{イハレ}は先ほども指摘しておいた通り地理学的・地名学的な方法・発想のみでは把握が困難な地名であり、聖なる磐・石が生成するという状態を本質とする地名で、宗教政治学的な観点から捉えるべき地名と考えられるので、この点から問題を解きほぐしていく必要があるが、そうした観点から注意される史料を次に引用してみよう。

高天の原に事始めて、皇御孫の命と、稱辞竟へまつる、大八衢にゆつ磐むらの如く塞ります、皇神等の前に申さく、「八衢ひこ・八衢ひめ・くなどと御名は申して、辞竟へまつらくは、根の国・底の国より籠び疎び来む物に、相率り相口会ふ事なくして、下より行かば下を守り、上より行かば上を守り、夜の守り日の守りに守りまつり、斎ひまつれと、進る幣帛は、明るたへ・照るたへ・和たへ・荒たへに備へまつり、御酒は、脛の上高知り、脛の腹満て雙べて、汁にも穎にも、山野に住む物は、毛の和物・毛の荒物、青海の原に住む物は、鱭の広物・鱭の狭物、奥つ海菜・邊つ海菜に至るまでに、横山の如く置き足はして

⁵⁹ 中世に大乘院領三町六段の岩根庄が存在したらしい〔桜井市史編纂委員会『桜井市史』上巻（桜井市役所、1979年）162頁。〕

進るうづの幣帛を、平らけく聞しめして、八衢にゆつ磐むらの如く塞りまして、皇御孫の命を堅磐に常磐に斎ひまつり、茂し御世に幸はへまつりたまへ」と申す。「また親王等、王等、臣等・百の官人等、天の下の公民に至るまでに、平らけく斎ひたまへと、神官、天つ祝詞の太祝詞事もちて稱辞竟へまつらく」と申す。 (『延喜式』道饗祭祀祝詞)⁶⁰

右に引用したのは道饗祭⁶¹の祝詞である。道饗祭は大宝神祇令(養老神祇令)に規定がみえ、毎年6月晦日と12月晦日に神祇官が執行する四時祭(国家祭祀)のひとつである。祭場は都城の最外周を取り巻く大路の交差点4ヶ所(京城四隅道上)で、卜部らを現地に派遣して祭祀が行われた。祭祀の主旨は、「鬼魅の外より来む者をして、敢えて京師に入らしめざらんと欲す。故に預め道に迎えて饗え過ぐ」とするもので、道路を通してやってくる目視できない鬼魅を饗応し元の世界に追いつ返そうとするものであった。古代の人々は災厄や疫病の原因を穢れた異界に住む鬼魅や悪霊の仕業と考えていたのであり、都城の四隅が祭場とされたのはそこが国家を象徴する境界空間とみなされたためである。

また、緊急事態が起きた時には地方でも国司に命じて道饗祭を執行させた場合がある。天平9(737)年に都で猛威を振った赤班瘡は外国から伝染してきたもので、政府は早く天平7年8月に対策を行い、「勅して曰はく、聞くならく、この頃大宰府に疫死する者多しと。疫気を救療し以て民命を済はむと思欲ふ。是を以て、幣を彼の部の神祇に奉り、民の為に祈禱せしむ。又、府の大寺及び別国の諸寺に金剛般若経を讀ましめ、仍りて使を遣して疫民に賑給し、並びに湯薬を加へしむ。又、其の長門より以還の諸國の守若しくは介、専ら齋戒して道饗祭祀せしめよ」とあり、山陰・山陽両道の国々で道饗祭を行わせたことが知られる。

右に述べてきたのは藤原京・平城京など都城制の時期の祭祀であり、国家の政治機関が都城内に集中していたが、7世紀末以前の宮都の構造は、天皇の宮室を中心としてその周辺の地域に政治を執行する機関が散在している状態であったので、都とは文字通り^{ミヤコ} 皇宮の所在地そのものを意味した。書紀によると大化改新後の時期には「倭京」という概念が成立していたらしいが、皇宮の近辺に政治機関や官人の第宅が集在する状況があったためであろう。5世紀後半から6世紀代に宮都が営まれた磐余の場合もそれに準じて考えてよいが、磐余・飛鳥宮都の時代の道饗祭がどのような形で行われていたのかが問題になるであろう。この点に関してはすでに拙著⁶²があるのでここでは結論だけを簡明に要約しておこう。

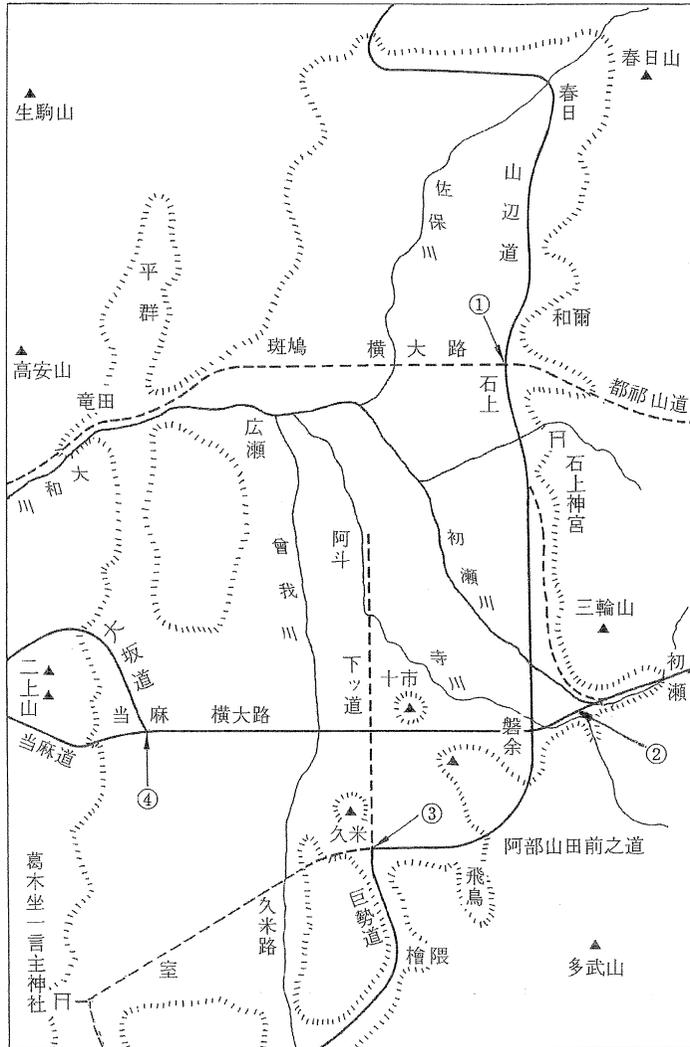
右に引用した祝詞を読めばわかるように、道饗祭は衢^{チマク}を舞台とした祭儀である。衢(巷・街・岐・術・巷衢・街衢・道衢・道術など)は道と道との交会点を表す語で、祝詞によると衢には「八衢ひめ・八衢ひこ・くなど」などの神がいて「根の国・底の国より籠び疎び来む物」を防遏する働きをすと記されており、衢の神は「大八衢にゆつ磐むらの如く塞ります」とし、「皇御孫の命を堅磐に常磐に斎ひまつり、茂し御世に幸はへまつりたまへ」と祭祀の主な機

⁶⁰ 前掲註(2)所載。

⁶¹ 道饗祭の詳細は前田晴人前掲註(54)論著を参照。

⁶² 前田晴人前掲註(54)論著を参照。

能・目的を書いている。右の文のなかで衢の神が「大八衢にゆつ磐村の如く塞ります」という部分の意味は、衢の神が「主要な衢に聖なる磐の群れのように塞がっておられる」と解釈することができるが、「聖なる磐の群れ」を磐余という地名の源義と解することができるのではないかと考えるのである。すなわち磐余地名の発祥は磐余の宮都を衢の神が四方から守護する、磐余は聖なる磐の群れによって守られる王権空間の中枢に位置する聖域であるという宗教上の



第四図 大和の衢

①石上衢 ②海石榴市衢 ③軽衢 ④当麻衢

本図は拙著『日本古代の道と衢』（吉川弘文館、1996年）24頁に掲載した地図に修正を加えたものである。

機能と認識に淵源があると考えられるのであり、このような特殊的地名由来は宮都が磐余を離れるようになってから早い時期に忘れ去られてしまい、地名の源義がわからなくなってしまったのであろう。

ところで、筆者は右に祝詞の「大八衢」を「主要な衢」と釈読してみたが、第四図を一覧すると古代の奈良盆地には磐余からみて東西南北四つの方角に固有の名辞をもつ衢がそれぞれ一ヶ所ずつ所在することがわかり（石上衢・海石榴市衢・軽衢・当麻衢）、これらを「大和の衢」と総称したが、大和の衢は明らかに主要幹線交通路の要衢に位置していることがわかり、衢には市（石上市・海石榴市・軽市・当麻市は史料を欠く）が設置されていたことが明らかになっており、さらに衢の背後には盆地外諸地方に向かう主要な坂道が接続していることも理解されるであろう。

崇神記に「宇陀の墨坂神に赤色の楯矛を祭り、又大坂神に墨色の楯矛を祭り」とあり、崇神紀9年3月条にも、「天皇の夢に神人有して、誨へて曰はく、『赤盾八枚・赤矛八竿を以て、墨坂神を祠れ。亦黒楯八枚・黒矛八竿を以て、大坂神を祠れ』とのたまふ」とあり、墨坂と大坂⁶³は横大路の路線に乗る主要な峠道で、北方の大和・山背国境には和珥坂・和珥武鋸坂・山背平坂⁶⁴が、南方への通路である紀路（巨勢道）が通る宇智・高市・葛上郡の郡界付近には重阪（幣坂）⁶⁵があった。このように磐余の地は二重の境界祭祀によって四周の地域から宮都域に侵入しようとする鬼魅・悪霊を防遏された特別な聖域・空間として考えられていたことが理解されるであろう。

ここで煩雑ではあるが改めて『日本霊異記』上巻・第1の説話の全文を引用する。「磐余の宮」と「大和の衢」との関係性を明確に把握することのできる事例だからである。

小子部栖軽は、泊瀬の朝倉の宮に、廿三年天の下治めたまひし雄略天皇 大泊瀬の稚武の天皇とまうす。の隨身にして、肺脯の侍者なりき。天皇、磐余の宮に住みたまひし時に、天皇、后と大安殿に寝て、婚合したまへる時に、栖軽、知らずして参り入りき。天皇恥ぢて鞆みぬ。時に当りて、空に雷鳴りき。すなはち天皇、栖軽に勅して詔はく、「汝、鳴雷を請けたてまつらむや」とのたまふ。答へてまうさく、「請けたてまつらむ」とまうす。天皇詔言はく、「しかあらば、汝請けたてまつれ」とのたまふ。栖軽、勅をうけたまはりて宮より罷り出でぬ。緋の縵を額に着け、赤き幡杵を擎げて、馬に乗りて、阿倍・山田の前の道と豊浦の寺の前の路とより走り往きぬ。軽の諸越の衢に至り、叫囂びて請けてまうさく、「天の鳴電神、天皇請け呼びたてまつる云々」とまうす。しかし、ここより馬を還して

⁶³ 大阪・奈良府県境にある穴虫峠。大和国葛上郡大坂郷の地。延喜式神名帳・葛上郡に大坂山口神社（奈良県香芝市逢坂）が著録されている。付近を通る道を「大坂道」と称した。垂仁記には「大坂戸」、履中記には「大坂山口」と記す。

⁶⁴ 崇神記に「山代之幣羅坂」「丸邇坂」がみえ、崇神紀10年9月条に「和珥坂」「山背平坂」「和珥武鋸坂」などと記す。垂仁記に「那良戸」がみえる。

⁶⁵ 御所市重阪。奈良盆地の南端に位置し、宇智・吉野地方との分水界を成す。重阪は幣を捧げる坂道の意味であろう。垂仁記に「木戸ぞ是れ掖月の吉き戸」とあり、この坂道を指した可能性がある。

磐余考

走りてまうさく、「雷神といへども、なにのゆゑにか天皇の請けまつるを聞かざらむ」とまうす。走り還る時に、豊浦の寺と飯岡との間に、鳴電落ちてあり。栖軽見て、すなはち神司を呼び、輦籠に入れて大宮に持ち向ひ、天皇に奏してまうさく、「雷神を請けたてまつれり」とまうす。時に、電、光を放ちて明り炫けり。天皇見て恐りたまひ、偉しく幣帛を進りて、落ちし処に返さしめたまひきといへり。今に電の岡と呼ぶ 古き京の少治田の宮の北にありといへり。

小子部栖軽は近侍の臣で、宮中の雑事を担う小子（豎子）を管理する役人であった。ある時、天皇・皇后の婚合する様を見てしまうという失態を犯したので、天皇は贖罪として雷神の捕獲を命じた。栖軽はさっそく緋色の縷を額に巻きつけ、赤色の幡杵を手にしたという。この出で立ち魔界の神霊にとり憑かれないようにするための防護装備と考えられ、栖軽は馬を走らせて「軽の諸越の衢」に至った。彼は衢において「叫囁びて」と記すように、大声で天皇の命令内容を雷神に呼び掛けるという行為を行った。古代の衢にはさまざまな機能があったが、俗世と異界、この世とあの世とを結ぶ通路の出入り口とみなされており、言霊が強い霊力を発揮する空間であった。するとたちまち雷神は栖軽の呼びかけに応じて落雷したので、神官が神を輦籠に載せて天皇に見せたところ、雷神の姿と威容に天皇は恐怖感を懐き、幣帛を供え落雷した場所（雷丘）に戻すことにしたという。先述しておいたように強大な権力と文明をもち始めた雄略天皇が、自然界の脅威にも立ち向かおうとして敗北した事件のひとつを描いていると考えられるのである。

上の伝承は衢の主要な機能である道饗祭とは直接の関係を示す話ではないのであるが、宮都空間としての「磐余」と四周外界域との結節点にあった「大和の衢」との緊密な連関を物語るもので、磐余は奈良盆地全体のなかで計画的に創出された聖なる宮都の地であったと言えるように思われるのである。

おわりに

「大和の衢」のうち磐余の東方に位置したのが「海石榴市衢」である。磐余を考察する上で重要な問題を含んでいるので、本論の締めくくりとしてこの衢をめぐる問題に少しだけ閑説しておきたい。

さて、海石榴市衢を読み込んだ万葉歌に次のものがある。

海石榴市の 八十の衢に 立ち平し 結びし紐を 解かまく惜しも

（『万葉集』⁶⁶卷12—2951）

紫は 灰指すものそ 海石榴市の 八十の衢に 逢へる見や誰 （『万葉集』⁶⁷卷12—3101）

⁶⁶ 日本古典文学大系『万葉集』三（岩波書店、1960年）279頁。

⁶⁷ 同右307頁。

これらの歌は海石榴市衢を舞台とした歌垣の所産である。毎年春秋の時期に衢は男女の会集と歌舞の場となり、結婚相手を見つける恰好の機会ともなった。海石榴市衢はその名称によって衢の路面に椿（山茶花）の並木道を形成していたこと、並木の樹下が古代の市麿であったことがわかる。書紀の武烈即位前紀には、「海石榴市巷」の歌場を舞台とした太子武烈と平群臣鮪（大臣平群真鳥臣の子）とのある女性（物部連影媛）をめぐる争いの物語が記載されており、影媛は物部大連鹿火の娘とされていることから、王族や上流の貴族がこの衢の風俗の形成に大きく関与していたことが推察され、即位以前の推古天皇は「海石榴市宮」と称する別業を衢の付近に経営していたらしいが⁶⁸、市での交易に威信財などの高級品が持ち込まれていたことを推測できるだろう。しかし、問題は衢の所在地が現在でもなお不明なことである。

小説では海石榴市衢は初瀬川右岸の桜井市金屋であるとされている。金屋集落には椿市観音堂と呼ばれる寺院があり、山辺道が通過していたとの想定からこの地が椿市すなわち海石榴市衢の所在地であったとみなされてきたのである。ところが、『日本紀略』⁶⁹延長4（926）年7月19日条に、「大風。此日、大和国長谷寺山崩、至于椿市、人烟悉流」とあり、台風のため長谷寺周辺で山津波が発生し、東から西に向かってラップ状に広がる初瀬川の河谷が土石流に襲われ、椿市の集落が直撃を受けたらしいのである。金屋の集落はそのような被害を受ける立地環境にはなく、むしろ慈恩寺の旧追分集落付近が最も危険な立地であり、さらに金屋付近には衢を形成していたはずの幹線交通路が存在しないのである。また『枕草子』⁷⁰14には、「つば市。大和にあまたある中に、長谷に詣づる人のかならずそこにとまるは、観音の縁のあるにや、と心ことなり」とあって、上ツ道を南下し仁王堂から磐余池を見つつ初瀬に向けて東行すると「つば市」の集落は金屋とは無関係な場所にあったことになる。そこで、筆者は右の追分の地が横大路と山辺道との交会点という条件を満たすものと考えて、当地を海石榴市衢の所在地であると論じた⁷¹。

ところが、その後最近になって当該問題について再検討⁷²を加えた結果、古代において三輪山南麓の山崎（三輪崎）を山辺道が通過していたことに疑問を懐くようになり、また横大路が鳥見山北東麓の「宇陀ヶ辻」において忍坂・栗原・宇陀方面への交通路を分岐し、当地が慈恩寺・赤尾・外山三大字の境界点になっている事実と留意すると、天武紀8年8月条にみえる「迹見駅家」は敏達紀14年3月条にでる「海石榴市亭（都波岐市馬屋）」の後身と考えることができ、さらに『新撰姓氏録』逸文に「金村連、是大和国城上郡椿市村阿刀連等祖也」⁷³とあり、阿刀氏が物部氏の有力分岐氏族であることから、鳥見山北麓地域に物部大連の大和における拠点が存在し、その場所が宇陀ヶ辻付近であったと推定した。そうすると物部影媛をめぐる

⁶⁸ 『日本書紀』用明元年5月条。

⁶⁹ 『新訂増補国史大系日本紀略』第三（後篇）（吉川弘文館、1978年）27頁。

⁷⁰ 日本古典文学大系『枕草子・紫式部日記』（岩波書店、1958年）57頁。

⁷¹ 前田晴人前掲註（54）論著。

⁷² 前田晴人前掲註（28）論文。

⁷³ 佐伯有清『新撰姓氏録の研究』拾遺篇（吉川弘文館、2001年）48～53頁で本逸文の検討と校訂が行われている。

海石榴市巷の歌垣の伝承も解釈しやすくなり、また書紀の推古16年8月条に隋の答礼使裴世清が「海石榴市術」で掌客使額田部連比羅夫が引率する飾騎75匹をもって迎接を受けたとする記事についても、初瀬川の船着き場と官廩が付近に所在したことで説明が可能であり、さらに平安時代のみならずたびたびの洪水禍が慈恩寺だけではなく宇陀ヶ辻の付近にも及んでいたことが発掘調査で明らかになっており⁷⁴、金屋の椿市観音堂は度重なる洪水の難を避けて元の位置より後世に移転したものではないかと推定されるのである。

海石榴市衢の比定地に関しては他にもさまざまな提説があるが、磐余からみて東方の境界祭祀を執行する地点という地政学的な観点に立っての議論がいずれの説においても欠如しており、古代の幹線交通路である横大路の路線上の衢であるという視角を見失っては正当な議論にならないと考えるもので、今後の議論の参考のために本論の最後に付言し強調してみた次第である。

⁷⁴ 前田晴人前掲註(28)論文を参照。